

法務省民商第 1 3 0 号
令和 6 年 9 月 2 日

法務局民事行政部長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局商事課長
(公 印 省 略)

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通知）

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 5 号。以下「改正法」という。）の一部の規定及び産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令（令和 6 年法務省・経済産業省令第 2 号。以下「省令」という。）並びに所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）の一部の規定が本年 9 月 2 日から施行されますので、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「産競法」とあるのは改正法による改正後の産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）を、「有責法」とあるのは改正法による改正後の投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 1 0 年法律第 9 0 号）をいいます。

記

第 1 産業競争力強化法の一部改正

1 募集新株予約権の発行に係る募集事項の決定の委任の特例

(1) 取締役等への募集事項の委任に係る特例

改正法により、設立の日以後の期間が 1 5 年未満の株式会社は、募集

新株予約権（会社法（平成17年法律第86号）第238条第1項に規定する募集新株予約権をいう。以下同じ。）の発行に関し、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣（以下「両大臣」という。）の確認を受けた場合には、株主総会の決議によって、募集新株予約権の内容のうち、当該募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法及び当該募集新株予約権を行使することができる期間の決定についても、取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会。以下「取締役等」という。）に委任することができることとされた（産競法第21条の19第1項前段）。この場合において、募集事項の決定を取締役等に委任する株主総会の決議（以下「委任決議」という。）は募集新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）が当該委任決議の日から1年以内の日である募集についてのみ効力を有するとする会社法第239条第3項の規定は適用されない（産競法第21条の19第1項後段）。

なお、会社法第239条第4項の規定については、種類株式を発行している両大臣の確認を受けた株式会社にも適用される（産競法第21条の19第1項前段）。

おつて、公開会社については、会社法第240条の規定により募集事項の決定機関が取締役会とされているため、本特例を用いることは想定されない。

(2) 株主となろうとする者等に対する委任決議があつた旨の通知等

両大臣の確認を受けた設立の日以後の期間が15年未満の株式会社（以下「両大臣の確認を受けた株式会社」という。）は、産競法第21条の19第1項の規定により読み替えて適用する会社法（以下「読替え後の会社法」という。）第239条第1項の委任決議があつた場合には、その後株主となろうとする者及び新株予約権者となろうとする者に対し、当該者を知った後速やかに当該委任決議があつた旨を通知し、又は通知に準ずるものとして経済産業省令・法務省令で定める措置を講じなければならないとされた（産競法第21条の19第2項、省令第3条から第5条まで）。

この経済産業省令・法務省令で定める措置は、読替え後の会社法第 239 条第 1 項の委任決議があった旨の情報を、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法により、不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置とされた（省令第 5 条）。

(3) 募集新株予約権の発行を行う場合の手続

ア 株主に対する募集事項の決定の通知

読替え後の会社法第 239 条第 1 項の委任決議に基づき、取締役等が募集新株予約権の募集事項を定めたときは、両大臣の確認を受けた株式会社は、その割当日の 2 週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知しなければならないとされた（産競法第 21 条の 19 第 3 項）。

イ 募集新株予約権の有利発行の場合の手続

読替え後の会社法第 239 条第 1 項の委任決議に基づき、取締役等がその募集事項を決定しようとする募集新株予約権について、同項第 2 号に規定する場合に金銭の払込みを要しないこととする事又は同項第 3 号に規定する場合の払込金額（会社法第 238 条第 1 項第 3 号に規定する払込金額をいう。）が、当該募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額であるときは、会社法第 239 条第 2 項の規定は適用されず、会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならないとされた。この場合において、取締役は、当該株主総会において、当該条件又は金額で当該募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならないとされた（産競法第 21 条の 19 第 4 項）。

(ア) 当該募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(イ) 当該募集新株予約権を行使することができる期間

(ウ) 当該募集新株予約権の数の上限

(エ) 当該募集新株予約権の割当日を当該決議の日から 1 年以内とする旨

なお、産競法第 21 条の 19 第 4 項の規定は、読替え後の会社法第 239 条第 4 項の種類株主総会の決議があった場合について準用され

るため、当該場合においては、前記手続に関して種類株主総会の決議及び種類株主総会における説明をも要する（産競法第 21 条の 19 第 5 項）。

2 商業登記事務における留意点

(1) 添付書面

読替え後の会社法第 239 条第 1 項の委任決議に基づき、取締役等が募集新株予約権の募集事項を定めた場合、当該募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、両大臣が交付する確認書（省令第 2 条第 7 項）をも添付しなければならない（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 19 条）。

(2) 設立の日以後の期間が 15 年未満であることの確認

前記 1 (1) の特例は、設立の日以後の期間が 15 年未満の株式会社に限って適用されるため、読替え後の会社法第 239 条第 1 項の委任決議に基づき、取締役等が募集新株予約権の募集事項を定めた場合には、登記の申請書の添付書面により確認できる募集新株予約権の割当日において、当該株式会社の登記記録により確認できる会社成立の年月日以後の期間が 15 年未満であることの確認を要する。

第 2 投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正

1 投資事業有限責任組合の事業の範囲の拡大

改正法により、投資事業有限責任組合が営むことができる事業の範囲が拡大され、合同会社の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有並びに合同会社の持分の取得及び保有が当該事業として新たに追加された（有責法第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号）。

2 合同会社の登記における留意点

前記 1 により、投資事業有限責任組合が合同会社の持分の取得及び保有をした場合であっても、投資事業有限責任組合が合同会社の社員になることはできない点は従前と変わらない。

第 3 租税特別措置法の一部改正

1 登録免許税法の特例

(1) 認定特別事業再編計画に基づく株式会社及び合同会社の合併又は分割

による資本金の額の増加の登記に係る登録免許税の軽減

産競法第 4 6 条の 2 に規定する特別事業再編を実施する認定特別事業再編事業者が、次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産競法第 2 4 条の 3 第 2 項に規定する認定特別事業再編計画に係る産競法第 2 4 条の 2 第 1 項又は第 2 4 条の 3 第 1 項の認定に係るものであって改正法の施行の日（令和 6 年 9 月 2 日）から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から 2 年以内に登記を受けるものに限り、次のア及びイに掲げる事項の区分に応じ、当該ア及びイに定める割合とされた（所得税法等の一部を改正する法律による改正後の租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号。以下「租特法」といい、改正前のものを「旧租特法」という。）第 8 0 条第 2 項）。

ア 合併による資本金の額の増加 次の(ア)又は(イ)に掲げる部分の区分に応じ(ア)又は(イ)に定める割合

(ア) 合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分 1 0 0 0 分の 1

この「合併により消滅した会社」の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものは、次の a に掲げる額に b に掲げる割合を乗じて計算した額（2 以上の会社が吸収合併により消滅する場合にあっては、当該消滅する各会社の a に掲げる額に b に掲げる割合を乗じて計算した額の合計額）とする（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年財務省令第 2 4 号）による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和 3 2 年大蔵省令第 1 5 号。以下「租特法規則」という。）第 3 0 条の 2 第 5 項において準用する登録免許税法施行規則（昭和 4 2 年大蔵省令第 3 7 号）第 1 2 条第 2 項、第 6 項）。

a 吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資本金の額（当該消滅する会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、9 0 0 万円）

b 次の(a)に掲げる額から(b)に掲げる額を控除した額（当該控除

した額が零を下回る場合にあっては、零) が(a)に掲げる額のうち
に占める割合

(a) 吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資産
の額から負債の額を控除した額（当該控除した額が a に掲げる
額以下である場合にあっては、a に掲げる額）

(b) 吸収合併後存続する株式会社又は合同会社が当該吸収合併に
際して当該吸収合併により消滅する会社の株主又は社員に対し
て交付する財産（当該吸収合併後存続する株式会社の株式（当
該株式会社が有していた自己の株式を除く。）及び合同会社の
持分を除く。）の価額

(イ) (ア)に掲げる部分以外の部分（これらの認定により増加した資本金
の額のうち 3 0 0 0 億円を超える部分を除く。） 1 0 0 0 分
の 1 . 5

イ 分割による資本金の額の増加（これらの認定により増加した資本金
の額のうち 3 0 0 0 億円を超える部分を除く。） 1 0 0 0 分の 3

(2) 認定創業支援等事業計画に基づく株式会社又は合同会社の設立の登記
に係る登録免許税の軽減

旧租特法第 8 0 条第 2 項に規定されていた認定創業支援等事業計画に
基づく株式会社又は合同会社の設立の登記に係る登録免許税の軽減につ
いては、租特法第 8 0 条第 3 項に繰り下げられた。

2 商業登記事務における留意点

前記 1 (1)の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登
記が前記 1 に該当するものであることについての主務大臣の証明書で、当
該登記を受ける事項が前記 1 の規定に該当すること及び当該事項が記載さ
れた前記 1 に規定する認定特別事業再編計画に係る認定の日の記載がある
ものを添付しなければならないとされた（租特法規則第 3 0 条の 2 第 4
項）。